

「五所川原市地域福祉計画（案）」についての意見募集結果について

「五所川原市地域福祉計画（案）」についての意見募集に対し、貴重なご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成26年1月31日から平成26年2月14日まで

2 募集方法

市のホームページに掲載したほか、福祉部保護福祉課、本庁舎及び各総合支所行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

3 提出された意見

1人の方から延べ3件5項目の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
1件	件	件	4件	件	5件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

No.	頁	提出された意見	市の考え方
1	1	<p>① 「家庭や地域において人としての尊厳をもって、その人らしい生活ができることを保障するために社会連帯の考え方に立った支援を個人に対して行う」という社会福祉の趣旨を、ここで明記してください。</p> <p>② 2番目として、本市固有の課題として以下を明記してください。それは「従来の社会福祉行政と社会福祉機関・施設体制</p>	<p>① について</p> <p>(1) は当市の地域福祉計画策定の背景と目的を記載したものであり、ここでは社会福祉の趣旨を明記する必要はないものと考えます。なお、当福祉計画2頁に社会福祉法第3条の(福祉サービスの基本的理念)について掲載しておりますのでご理解願います。</p> <p>② について</p>

		<p>の見直しを5年間の主たる課題とする」としたうえで、「社会福祉と保健医療供給体制が連携した新システムの構築」を展望するとの宣言です。</p>	<p>① と同じく地域福祉計画策定の背景と目的を記載したものであり、ここでは課題を記載する必要はないものと考えます。なお、27頁に第4章 「地域福祉をめぐる今後の課題」を記載し5項目記載しております。また、41頁には(3) 「福祉サービス等の基盤整備と質の向上」について記載しておりますのでご理解願います。</p>
2	1	<p>他市町村との公平性の確保の観点から「これまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら」の後に以下の趣旨を追加してください。</p> <p>◇地方交付税制度においては、標準的な行政需要をまかなうため、不足分を補って財政面での公平性を確保することになっている。社会福祉事業法第3条でも市町村等は「福祉サービスを必要とする者が・・・その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように(中略)計画的」に社会福祉事業を実施すべきとしている。</p>	<p>(2) は計画の位置づけ及び法的根拠を記載したものであり、ここでは他市町村との公平性を確保する趣旨の記載をする必要はないものと考えます。なお、「社会福祉事業法」は平成12年に「社会福祉法」に法名を改正しており、第3条については当福祉計画2頁に記載しておりますのでご理解願います。</p>
3	45	<p>【基本方向】の冒頭に以下を追加してください。</p> <p>◇ケアマネジメントとは、「要援護者やその家族がもつ複数のニーズと社会資源とを結びつけること」です。地域で要援護者を支えるための方法であり、地域福祉や地域医療充実の鍵となります。</p> <p>【具体的施策】①に以下を追加してください。</p> <p>◇保健福祉センターを整備し、「すべてのクライアント(相談者)を対象として、相談を核にして専門の相談員が配置され、サービス利用の決定権限を有する」機能を持たせます。</p>	<p>◇当福祉計画に「ケアマネジメント」という言葉が39頁に最初に出てくるため、用語解説として当福祉計画40頁下段に加筆させていただきます。(ケアマネジメントとは、「要援護者やその家族がもつ複数のニーズと社会資源とを結びつけること」です。)</p> <p>◇当福祉計画39頁に(2) 「相談体制の充実」にて相談体制の充実のための取り組みについて記載しているため、追加の記載については必要がないものと考えますのでご理解願います。</p>

担当	五所川原市福祉部保護福祉課
電子メール	hogo@city.goshogawara.lg.jp
電話	0173-35-2111
FAX	0173-35-9901